

## 関連法令

### ○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）

（事業）

第二条（略）

2（略）

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、総務大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

### ○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和 60 年郵政省令第 23 号）

（活用業務の認可）

第二条の二 地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 業務の内容

二 業務の開始時期

三 業務の収支の見込み

- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

## ○日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成11年郵政省令第24号）

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第三項第一号の総務省令で定める区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域について、東日本電信電話株式会社にあつては別表第一、西日本電信電話株式会社にあつては別表第二に掲げる区域とする。

別表第一 （略）

別表第二

- 一 富山県の区域（別表第一第十五号ニの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 石川県の区域のうち羽咋市菅池町の一部及び羽咋郡宝達志水町沢川の一部の区域
  - ロ 岐阜県の区域のうち大野郡白川村大字小白川の一部の区域
- 二 石川県の区域（前号イの区域を除く。）
- 三 岐阜県の区域（別表第一第十五号ホの区域並びに第一号ロ及び第五号イの区域を除く。）に、長野県の区域のうち木曾郡南木曾町田立の区域を併せた区域
- 四 静岡県の区域（別表第一第十二号ハの区域を除く。）
- 五 愛知県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 岐阜県の区域のうち各務原市（川島小網町、川島松倉町、川島河田町、川島松原町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町、川島竹早町及び川島緑町に限る。）の区域
  - ロ 三重県の区域のうち桑名郡木曾岬町の区域
- 六 三重県の区域（前号ロ、第十一号イ及び第十二号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 奈良県の区域のうち宇陀郡御杖村大字神末の一部の区域
  - ロ 和歌山県の区域のうち新宮市熊野川町嶋津及び東牟婁郡北山村大字小

松の区域

- 七 滋賀県の区域に、京都府の区域のうち京都市伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。）の区域を併せた区域
- 八 京都府の区域（前号の区域のうち京都府に係るもの並びに次号イ及び第十一号ロの区域を除く。）に、大阪府の区域のうち三島郡島本町の区域を併せた区域
- 九 大阪府の区域（前号の区域のうち大阪府に係るもの並びに第十一号ハ及び第十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 京都府の区域のうち京都市西京区大原野出灰町及び八幡市岩田大谷の一部の区域
  - ロ 兵庫県の区域のうち尼崎市、伊丹市、宝塚市（切畑長尾山の一部、長尾台の一部、花屋敷荘園の一部、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘の一部、雲雀丘山手の一部、ふじガ丘及び南ひばりガ丘の一部に限る。）、川西市及び川辺郡猪名川町の区域
  - ハ 奈良県の区域のうち御所市大字高天の一部の区域
- 十 兵庫県の区域（前号ロの区域を除く。）
- 十一 奈良県の区域（第六号イ、第九号ハ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 三重県の区域のうち伊賀市白檜の一部及び名張市葛尾の一部の区域
  - ロ 京都府の区域のうち相楽郡笠置町及び南山城村の区域
  - ハ 大阪府の区域のうち東大阪市（山手町の一部、東豊浦町の一部及び上石切町の一部に限る。）及び四條畷市（上田原の一部、下田原の一部及び田原台に限る。）の区域
- 十二 和歌山県の区域（第六号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
  - イ 三重県の区域のうち熊野市（紀和町小船、紀和町花井、紀和町楊枝及び紀和町和気に限る。）及び南牟婁郡紀宝町の区域
  - ロ 大阪府の区域のうち和泉市父鬼町の一部の区域
  - ハ 奈良県の区域のうち吉野郡十津川村（大字杉瀬の一部、七色及び竹筒に限る。）の区域
- 十三 島根県の区域（第十五号の区域のうち島根県に係るものを除く。）
- 十四 岡山県の区域に、広島県の区域のうち福山市山野町大字山野の一部の区域を併せた区域
- 十五 広島県の区域（前号及び次号の区域のうち広島県に係るものを除く。）に、島根県の区域のうち邑智郡邑南町上田の一部の区域を併せた区域
- 十六 山口県の区域に、広島県の区域のうち大竹市（元町、大竹町大竹、大

竹町油見、大竹町木野、玖波町及び栗谷町広原を除く。)及び廿日市市(浅原の一部、猪ノ打の一部、経小屋の一部、下灘及び鳴川に限る。)の区域を併せた区域

十七 香川県の区域(次号の区域のうち香川県に係るものを除く。)

十八 愛媛県の区域に、香川県の区域のうち観音寺市豊浜町箕浦の一部の区域を併せた区域

十九 福岡県の区域(第二十三号イの区域を除く。)に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 佐賀県の区域のうち鳥栖市、神埼市脊振町服巻の一部、神埼郡吉野ヶ里町松隈一部及び三養基郡(上峰町を除く。)の区域

ロ 熊本県の区域のうち荒尾市(上井手の一部及び本井手の一部に限る。)の区域

ハ 大分県の区域のうち日田市前津江町柚木の一部の区域

二十 佐賀県の区域(前号イの区域を除く。)に、長崎県の区域のうち松浦市(福島町及び鷹島町に限る。)の区域を併せた区域

二十一 長崎県の区域(前号の区域のうち長崎県に係るものを除く。)

二十二 熊本県の区域(第十九号ロ、次号ロ及び第二十四号イの区域を除く。)に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 大分県の区域のうち玖珠郡九重町大字湯坪の一部の区域

ロ 宮崎県の区域のうち児湯郡西米良村板谷の一部の区域

二十三 大分県の区域(第十九号ハ、前号イ及び次号ロの区域を除く。)に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 福岡県の区域のうち豊前市並びに築上郡吉富町及び上毛町の区域

ロ 熊本県の区域のうち阿蘇郡小国町大字黒淵の一部の区域

二十四 宮崎県の区域(第二十二号ロの区域を除く。)に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 熊本県の区域のうち阿蘇郡高森町大字永野原の一部の区域

ロ 大分県の区域のうち佐伯市宇目大字南田原の一部の区域

ハ 鹿児島県の区域のうち曾於市(財部町及び末吉町(岩崎の一部を除く。)に限る。)の区域

二十五 鹿児島県の区域(前号ハの区域を除く。)

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。